

有料老人ホーム事業変更届手続一覧（老人福祉法）

No	変更内容	事前 相談	提出書類			
			変更 理由書	新旧 対照表	懇談会 議事録等	添付書類 (変更がある書類)
①	施設の名称	—	○	○	○	入居契約書等（※）、入居募集広告等
②	施設の所在地 (住居表示変更)	—	—	○	—	住居表示変更証明書、住居表示変更通知書 (写)、入居契約書等、入居募集広告
	施設の所在地 (住居表示変更以外)	○	○	○	○	土地登記事項証明書（原本）、入居契約書等、 入居募集広告
③	法人の所在地（住居表示変更）	—	—	○	—	住居表示変更証明書、住居表示変更通知書 (写)、入居契約書等
	法人の商号、代表者名、所在地（住居表示変 更以外）	—	○	○	—	登記事項証明書（原本）、定款（原本証明）、入 居契約書等
④	管理者	—	○	—	—	管理者経歴書、資格者証（写） ※経歴書の職歴は変更月まで記載すること。
⑤	サービス内容、入居時要件、業務委託内容等	○	○	○	○	入居契約書等、業務委託契約書（写）、入居募 集広告
⑥	建物の構造、設備、レイアウト	○	○	○	○	新旧平面図、重要事項説明書等、入居契約書 等、入居募集広告（レイアウト以外の場合）
⑦	建築基準法第6条第1項の確認を受けたこ とを証する書類	—	—	—	—	建築確認済証（写）、建築確認申請書（写）、建 物登記事項証明書（原本）
⑧	運営方針	—	○	—	○	運営方針を示した書類
⑨	入居定員、居室数 ※（介護付有料老人ホームの場合）県への事 前相談前に市町村との調整が必要です。	○	○	○	○	入居契約書等、入居募集広告
⑩	職員配置計画（満床時を想定したもの）	—	○	○	○	職員配置計画書、入居契約書等、入居募集広告
⑪	入居者が負担する費用（月額利用料、前払 金、サービス費用等）	○	○	○	○	入居契約書等、算定根拠等、入居募集広告
⑫	前払金の保全措置内容	○	○	○	○	前払金の保全措置を講じたことを証する書類
⑬	長期収支計画	有料老人ホーム運営状況等報告書で提出を求めます。				
⑭	土地・建物の権利関係	—	○	○	○	土地・建物の登記事項証明書（原本） 土地・建物の賃貸借契約書（写）又は土地売買 契約書（写）、抵当権等解除確約書、入居契約 書等、入居募集広告
⑮	協力医療機関との契約内容	—	—	○	—	協力医療機関との契約書（写）
⑯	事業所メールアドレス	事業所名と変更後メールアドレスを 「fukushi-yuryo.4jk1@pref.kanagawa.lg.jp」あて報告してください。 ※メールアドレスの「4jk1」の1は、数字の「イチ」です。				
⑰	①～⑯以外の変更事項	事前に県に対応方法を相談してください。				

（※）「入居契約書等」は、入居契約書、重要事項説明書及び管理規程のことをいいます。

《留意事項》

○事業の変更を行う場合は、変更前に入居者や身元引受人への説明を行ってください（懇談会議事録等に○が付いている変更内容の場合は、変更内容を入居者等へ説明したことがわかる運営懇談会議事録等の提出が必要です）

【事前相談】

○県への事前相談が必要な場合（「事前相談」に○が付いている変更内容）は、入居者・身元引受人等への説明前及び変更予定日の1か月前までに相談してください。

○事前相談の手続きは、「事業変更届（事前相談）の手続きの流れ」を確認してください。

【提出書類】

○事業変更届の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>

○変更理由書、新旧対照表、運営懇談会議事録等については、任意様式です。

○提出期限は、変更後1か月以内です。提出期限を超えた場合は遅延理由書（任意様式）を添えてください。

【介護付き有料老人ホームの場合】

○上記の事業変更届手続きと併せて、介護保険法での変更手続きが必要となります。

詳細は、介護情報サービスかながわを確認してください。

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=230&topid=3>